

栃木県立宇都宮清陵高等学校 部活動に係る活動方針

目標	<ul style="list-style-type: none"> ○部活動は、学習指導要領の趣旨を踏まえ、学校教育活動の一環として実施するものであることから、活動する生徒が部活動をとおして心身を成長させるとともに、充実した高校生活を送ろうとする主体的な態度を養う。 ○部活動をとおして、異年齢との交流の中で、生徒同士や生徒と教師等との望ましい人間関係の構築を図り、学習意欲を向上させ、自己肯定感、責任感、連帯感等の育成につながる人間性教育を実践する。 ○部活動の実施に当たっては、所属する生徒の技術・競技力の向上を図るとともに、部活動をとおして個性を伸長させ、自らの意志で選択した競技等を高校卒業後も楽しもうとする意欲や態度を養う。 ○安全管理を徹底し、活動中に起きた「ヒヤリ・ハット」事例を共有して安全対策を講じるなど、学校全体での意識高揚を図りながら、生徒が安全で安心して参加できるよう十分に配慮した部活動運営に努める。
休養日	<ul style="list-style-type: none"> ○原則として、週当たり2日以上休養日を設けることとするが、中学生より心身が発達していること、本校での部活動を自ら選択し、入学者選抜を経て入学してきたこと、さらに、競技により大会等の実施時期に偏りがあること等を踏まえ、年間をとおしての合計日数で実現させる計画を立てることも可能とする。その際も、生徒の心身両面での疲労状況に十分配慮して、週1日の休養日をなるべく週末に確保できるように努める。 ○長期休業期間中は、学期中に準じた扱いを行うが、対外的な試合等以外ではできるだけ週末を休養日とできるように配慮する。また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度連続した休養期間を設ける。
活動時間	<ul style="list-style-type: none"> ○一日の活動時間については、本校の実情、競技種目の特性などに応じて適切に設定する。生徒自身がある程度健康面の自己管理ができるよう配慮し、学校生活や授業等に支障のない範囲で、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。 ○原則として、平日は2時間程度、休業日は3時間程度（4時間を超えない）の活動時間とする。他校との練習試合等で大幅に超過することが予想される場合には、事前に届け出て管理職の許可を得ることとする。その際も、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動となるよう配慮する。 ○定期試験初日の1週間前から実施期間（最終日を除く）、年末年始及び校長が指定した日は部活動を行わない。ただし、当該期間において、大会等参加の関係でやむを得ず活動する場合には、事前に申し出て校長の承認を得る。
設置する部活動	<p>【運動部】 野球、テニス（男子・女子）、サッカー、陸上競技、バスケットボール（男子・女子）、卓球、バレーボール（男子・女子）、剣道、柔道、水泳、バドミントン（男子・女子）</p> <p>【文化部】 吹奏楽、写真、茶道、アート、国際理解、理科、演劇、書道・文芸（書道班・百人一首かるた班）、JRC、科学研究、料理研究、箏曲</p> <p>【同好会】 弓道</p>
大会参加	<ul style="list-style-type: none"> ○各々が参加できる大会は次のとおりとする。ただし、参加に当たっては、生徒の健康面及び学習面に十分配慮するとともに、保護者の経済的負担を考慮する。 ア 県高等学校体育連盟、県高等学校野球連盟、県高等学校文化連盟が主催・共催・後援する大会 イ 県スポーツ協会加盟の競技団体が主催・共催・後援する大会 ウ 事前に校長が参加を許可したその他の大会等
部活動の運営	<p>(1) 生徒の健康・安全への配慮</p> <ul style="list-style-type: none"> ○部活動顧問は、生徒はまだ自分の限界や心身への影響等について十分な知識や技能を持っていないことを前提として、計画的な活動により、各生徒の発達段階、体力、習得状況等を把握し、無理のない練習となるよう留意するとともに、生徒の体調等の確認、設備・用具等の定期的な安全確認、事故が起きた場合の対処の仕方の確認、医療機関等への連絡体制を整備する。 ○部活動顧問は、生徒の活動に立ち会い直接指導することを原則とするが、直接練習に立ち会えない場合には、他の教職員と連携・協力したり、あらかじめ部活動顧問と生徒との間で約束された安全面に十分留意した内容や方法で活動させたりして、生徒からの直接の報告や部活動日誌等により活動内容を把握できるようにする。 ○部活動顧問は、天候の急変などに備えあらかじめ代替案を準備し、活動時の気象情報を確認して、危険と判断される場合には、ためらうことなく計画の変更・中止等の適切な措置を講ずる。また、熱中症事故を予防するために、水分補給や健康観察を適切に実施する。 ○部活動顧問は、生徒の心身両面の状況をよく把握することに努め、必要があれば指導計画の変更等も含め、柔軟に対応できるようにする。 <p>(2) 体罰等の禁止</p> <ul style="list-style-type: none"> ○部活動顧問は、いかなる理由があっても、部活動の指導において体罰等を厳しい指導として正当化することは誤りであり、決して許されないものであるとの認識を持ち、生徒の人権に配慮した指導を行うことに努める。 <p>(3) 保護者の理解と協力を得た活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ○部活動の適正な運営のためには、保護者の理解と協力が欠かせないことから、部活動顧問は、活動内容等について、文書の配布や説明会の開催などの方法で、保護者に周知する。